

新型コロナウイルス

対象

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業
また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社

感染症関連支援

種で法人およびフリーランスを含む個人事業主の方が対象です。
以外の法人についても対象です。

家賃支援給付金 (国の事業者向け給付金)

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少に直面する事業者への事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的とした家賃支援給付金制度があります。

給付の要件

- 以下のすべてにあてはまる方が対象です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しており、下記のいずれかに該当する事業者
 - 5～12月のいずれか1カ月での売上が前年同月と比べて50%以上減少している事業者
 - 5～12月の連続する3カ月の売上合計が前年同期間と比べて30%以上減少している事業者
 - 2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - 法人の場合は、資本金または出資の額が10億円未満、または常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
- ※2019年以降に創業、事業継承、法人成り、合併等をした事業者には特例があります。

給付額

- 個人事業主
月額給付額(上限50万円)×6カ月分(上限300万円)
- 法人
月額給付額(上限100万円)×6カ月分(上限600万円)

月額給付額の計算方法

支払い賃料など	月額給付額(上限50万円)
37.5万円以下	支払い賃料など×3分の2
37.5万円超	25万円 + 37.5万円を超える金額×3分の1

●法人

支払い賃料など	月額給付額(上限100万円)
75万円以下	支払い賃料など×給付率3分の2
75万円超	50万円 + 75万円を超える金額×3分の1

申請方法

- 次のどちらかの方法で申請してください。いずれも電子申請となります。
- ①自分でホームページより手続き
 - ②申請サポート会場にて手続き
- ※会場などの詳細は、ホームページなどでご確認ください。
※予約が必要です。ホームページより予約してください。

申請に必要な書類

賃貸契約書の写しや支払いを証明する領収書等、確定申告書類や売上が減少した月の売上台帳、通帳など

申請期限

令和3年1月15日(金)

町の相談窓口

- ・農業者
JAとまこまい広域厚真支所 ☎27-2694
JAむかわ金融部営農相談課 ☎0145-42-2619
- ・漁業者
鶴川漁業協同組合本所 ☎0145-42-2055
- ・林業者、商工業者、フリーランスなど
厚真町商工会 ☎27-2456

全国共通の問い合わせ先

家賃支援給付金コールセンター
☎0120-653-930
受付時間 平日・日曜日 8時30分～19時



詳細はホームページをご確認ください

<https://yachin-shien.go.jp/>

持続化給付金 (国の事業者向け給付金)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続の支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える持続化給付金が創設されました。

給付の要件

- 以下のすべてにあてはまる方が対象です。
- (1)2020年1月から12月の間のひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - (2)2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - (3)法人の場合は、資本金または出資の額が10億円未満、または常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
- ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付を受けることができません。

給付額

- 個人事業主 上限100万円
- 法人 上限200万円

給付額の計算方法

前年の年間売上－対象月の売上×12カ月分
【例1】

2019年の年間売上	500万円
2019年4月の月間売上	80万円
2020年4月の月間売上	40万円

算定式：500万円－40万円×12＝20万円
給付額：個人事業主…20万円、法人…20万円
【例2】

2019年の年間売上	500万円
2019年4月の月間売上	60万円
2020年4月の月間売上	30万円

算定式：500万円－30万円×12＝140万円
給付額：個人事業主…100万円、法人…140万円

※対象月は1月から12月のうち、売上が前年同月比で50%以上減少した月で、事業者が任意で選択します。
※選択する月によって、給付額が異なりますのでご注意ください。

申請方法

- 次のどちらかの方法で申請してください。いずれも電子申請となります。
- ①自分で持続化給付金ホームページより手続き
 - ②申請サポート会場にて手続き
- ※会場などの詳細は、ホームページなどでご確認ください。
※予約が必要です。ホームページより予約してください。

申請に必要な書類

確定申告書類、売上減少となった月の売上台帳等、通帳写し、身分証明書の写しなど

申請期限

令和3年1月15日(金)

厚真町の相談窓口

- ・農業者
JAとまこまい広域厚真支所 ☎27-2694
JAむかわ金融部営農相談課 ☎0145-42-2619
- ・漁業者
鶴川漁業協同組合本所 ☎0145-42-2055
- ・林業者、商工業者、フリーランスなど
厚真町商工会 ☎27-2456

全国共通の問い合わせ先

持続化給付金事業コールセンター
☎0120-279-292 | P 電話 03-6832-6631
受付時間 平日・日曜日 8時30分～19時



詳細はホームページをご確認ください

<https://www.jizokuka-kyufu.go.jp/>